令和2年10月13日 第12235号

【公告】	〇 保安林の解除予定	定	〇 生活保護法等に基づく指定施術機関の指	業の廃止	○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事	称等の変更	○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名	業の廃止	〇 生活保護法等に基づく指定医療機関の事	称等の変更	〇 生活保護法等に基づく指定医療機関の名	定	〇 生活保護法等に基づく指定医療機関の指	(県例規集登載)	○ 収納代理金融機関の指定の一部改正	【告示】	(県例規集登載)	施行規則の一部を改正する規則	○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例	【規則】		目次		L リ な 幸	可山長公牧
	治山課		"		,,		,,		"		11		障害福祉課		会計課				環境管理課			担当課(室)		ļi L	岡山県
													(県例規集登載)	定の一部改正	○ 不在者投票を行うことができる施設の指	【選挙管理委員会】	O II	O n	O n		— の完了	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事	→ ○ 公共測量の実施	○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	目次
															選挙管理委員会		JJ	"	IJ	IJ		建築指導課	監理課	経営支援課	担当課(室)

◎岡山県規則第七十一号

の負荷の低減に関する条例施行規則 0 部を改正する規則を次のように

令和二年十月十三日

太

岡山県環境 \mathcal{O} 負荷の低減に関する条例施行規則 \mathcal{O} 部を改正する規則

へ の 負荷の低減に関する条例施行規則 (平成十四年岡山県規則第四十号)

 \mathcal{O} 部を次の ように改正する。

表の六の項中 別表第七の 「ひ素」を「砒素」 「〇・〇一ミリグラム」 に改め、 同表の十の項中「○・○三ミリグラム」を「○・ を「○ 〇〇三ミリグラム」

〇一ミリグラム」に改める。

項中 別表第八の 「ひ素」 \mathcal{O} 砒が素」 項中 「一五〇ミリグラム」 に改める。 「四五ミリグラム」 に改め、

の規則は、 令和三年四月 から施行する。

◎岡山県告示第五百四十二号

平成二年岡山県告示第二百号 (収納代理金融機関の指定) \mathcal{O} 部を次のように改正す

7

令和二年十月十三日

京 3 然 二 前 二 且 6

を

「朝銀西信用組合

に改める。

原木

太

株式会社商工組合中央金庫」

則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百四十三号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

令和二年十月十三日

5院,診療所又は薬局

津山薬局河辺店 津	ファーマシィ薬局たかや 井	名 称
:山市河辺1039-1	原市高屋町246-1	所 在 地
R2.9.1	R2.8.17	指定年月日

山県知事 伊原木 隆 太

伞

岡

◎岡山県告示第五百四十四号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

岡 Ш 県

知 事

伊 原 木

隆

太

令和二年十月十三日

病院,

診療所又は薬局

さくら薬局瀬戸内邑久店 竹北歯科・矯正歯科クリニック ₩ 瀬戸内市邑久町豊原339 玉野市田井5-3-13 肥 在 푌 2 名称 名称 変更事項 岡本薬局 竹北歯科クリニック 窓 浬 害 さくら薬局瀬戸内邑久店 竹北歯科・矯正歯科クリニック 変 R2. R2.7. 変更年月 9. . 27

◎岡山県告示第五百四十五号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

令和二年十月十三日

病院,診療所又は薬局

R 2 . 8 . 17	井原市高屋町247-1	ファーマシィ薬局たかや
廃止年月日	所在地	名 称

山県知事伊原木隆

太

岡

事業者

介護予防

クラフト株式会

東京都千代田区丸の内

さくら薬局瀬戸内邑久 店

瀬戸内市邑久町豊原3

事業所の名

岡本薬局

さくら薬局瀬戸内邑久 店

R2.

9.1

39-

-T | | 1 - 1

事業者

- \mathbb{T} \mathbb{H} 1-1

居宅介護

クラフト株式会

◎岡山県告示第五百四十六号

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出が 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

令和二年十月十三日

あった。

事業者

櫯

猫

₩

쬰

東京都千代田区丸の内 主たる事務所の所在地 さくら薬局瀬戸内邑久 店 事業所の名称 瀬戸内市邑久町豊原339-2 事業所の所在地 事業所の名 変更事項 岡本薬局 変 さくら薬局瀬戸内邑久 店 変 R2.9.1 変更年月

岡 Ш 県 知 事 伊 原 木 隆 太

◎岡山県告示第五百四十七号

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

届出があった。

令和二年十月十三日

事業者

岡山県知事 伊原木 隆

太

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目13- 27	ファーマシィ薬局たかや	井原市高屋町247-1	R 2.8.17
介護予防事業者	株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目13- ファーマシィ薬 27	ファーマシィ薬局たかや	井原市高屋町247-1	R 2.8.17

◎岡山県告示第五百四十八号

律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定し 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

た。

令和二年十月十三日

施術所を開設していない施術者

R2.9.15		赤磐市仁堀東332-3	近江 茜
指定年月日	所	住	氏 名

県知事 伊原木 隆

太

岡山

◎岡山県告示第五百四十九号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

?とおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十月十三日

解除予定保安林の所在場所

岡山県知事

木

太

Rで木 こと旨言された目り 備前市日生町日生字南椿ノ浦二五七五

保安林として指定された目的

焦つき

道路月也 ご ト S 解除の理由

 \equiv

道路用地とするため

匝 する同法第五条第三項の 五 七〕大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一号) 次 の大規模小売店舗の 第六条第三項に 変更の届出に 0 11 お て、 1 て準

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその 意見書を提出することができる。 て意見を有する者 同法第 辺 \mathcal{O} 地域 項 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境の より、 保

和二年十月十三日

Щ [県知事 原 木

太

出事項の概要

大規模小売店舗の名称及び 所在

ノースランド

0 氏

届出 者の名称、 住所及 び代表者

2

所在

地

津山市上河原字上髭

田

六〇番二ほ

名称 株式会社三和

津山市川 兀 七番

代表者の氏 名 代表取締役 笠 晴夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者 住 所 及 び 代表者の

(変更前) 株式会社三和

津山市川崎一四 1七番地

代表者の氏 代表取締役 石 原 祐佶

(変更後) 名称 株式会社三和

津山市川崎一四 七番地

代表者の氏名 代表取締役 日 笠 晴夫

(変更前)

(2)

大規模小

売店舗にお

V て

小売業を行う者の

名称、

住所及び

代表者の

氏名

日笠商事株式会社

津山市戸島六三四番地一二

代表者の氏 代表取締役 日笠 晴夫

1 株式会社大黒屋

住所 津山市元魚町二三番地二

代表者の氏名 代表取締役 林 泰史

(変更後)

ア 名称 株式会社ジョイアー

住所 鳥取県米子市角盤町一丁目二七番地二

代表者の氏名 代表取締役 宇

イ 退店のため削除

4

変更年月日

届出年月日

平成三十年八月一日

ほ

令和二年九月三十日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

令和二年十月十三日から令和三年二月十五日まで

縦覧の場所

2

岡山県産業労働部経営支援課

の通知があった。 第十四条第一項の規定により、 四五 八〕測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨

令和二年十月十三日

岡山県知事

原 木

太

倉敷	測
市福	量
田 町	区
地内	域
基準	測
点測量	量
	0)
	種
	類
年二月二	測
十十八月	量
日まで	期
令 和 三	間

远五 九 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十三日

伊原

木

太

総社市総社字諸上東一一六七-五、一一六七-開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岡山市北区いずみ町一一ー三四 C許可を受けた者の住所及び氏名

-塚 裕士

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第九七号

[四六〇] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊 原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社字諸上東一一六七一八、

一一六七一

岡山市北区田中五八四 田中宿舎C棟三〇一号室言でそうにするの住房がである。

日本

許可番号

三

岡山県指令建指第一五二号

四六 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 質

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

松社市久米字七ノ坪二六五ー

許可を受けた者の住所及び氏名

津山市津山口三一七−一○県職員官舎B棟二○二号室

松村 香苗

倉敷市平田二七○-

一グレ

幸田二〇八

許可番号

三

岡山県指令建指第一六三号

[四六二] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十三日

岡山県知事伊

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二七五-八、二七五-九、二七七-

許可を受けた者の住所及び氏名

ル

アンジュニ〇一

藤村 頼隆

許可番号 萌

 \equiv

岡山県指令建指第一八八号

[四六三] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十三日

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央五丁目一三-一〇七、真壁字中溝三三八-

許可を受けた者の住所及び氏名

麦田 将司

総社市井手一

ーシャルマンフル

ル

I A二〇二号

友田由香里

許可番号

岡山県指令建指第一五八号

◎岡山県選管告示第六十八号

平成二年岡山県選管告示第八十一号 (不在者投票を行うことができる施設の指定)

部を次のように改正する。

令和二年十月十三日

める。

岡山県選挙管理委員会

原建

表病院の項中 岡山市中区今谷七七〇-を「岡山市中区今在家三〇四ー 六